

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第88期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

シナネンホールディングス株式会社

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://sinanengroup.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様を提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社は37社であり、主要な連結子会社はミライフ西日本株式会社、ミライフ株式会社、ミライフ東日本株式会社、日高都市ガス株式会社、シナネン株式会社、シナネンサイクル株式会社、シナネンエコワーク株式会社、株式会社シナネンゼオミック、株式会社ミノス、タカラビルメン株式会社及びシナネンモビリティPLUS株式会社であります。

当連結会計年度における連結の範囲の変更は次のとおりです。

株式会社シナネン・オートガスは清算終了したため、連結の範囲から除外しています。

サーキュラー・エナジー株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

SINANEN INDUSTRIA E COMERCIO DE COMBUSTIVEIS LTDAは売却したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 Goheung Wind Power Co., Ltd.

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社庄内品川
ジャパンエナジック株式会社

③ 持分法非適用会社について持分法を適用しない理由

持分法非適用非連結子会社及び持分法非適用関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

Solar Power Network・国際ランド&ディベロップメント共同企業合同会社	12月31日 ※1
BELLSSION POWER CO.,LTD.	12月31日 ※2
DONG BOK ENERGY CO.,LTD.	12月31日 ※2
SINANEN KOREA CO.,LTD.	12月31日 ※2

※1：連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

※2：同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

ニ. 棚卸資産

主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しています。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっています。

ハ. 長期前払費用

定額法によっています。

ニ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しています。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、事業会社を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）」、「エネルギーソリューション事業（B to B事業）」及び「非エネルギー及び海外事業」を報告セグメントとしています。

「エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）」は、家庭向け及び小売事業者向けLPGガス等各种燃料販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業、都市ガスの供給事業、LPGガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業を行っています。

「エネルギーソリューション事業（B to B事業）」は、大口需要家向け石油製品等各种燃料販売事業、ガソリンスタンドの運営事業、電源開発及び法人向け電力販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業、住宅設備関連事業並びに国内外の再生可能エネルギー事業を行っています。

「非エネルギー及び海外事業」は、自転車等の輸入・卸・小売事業、シェアサイクル事業、環境・リサイクル事業、抗菌事業、コンピュータシステムのサービス事業、建物維持管理事業などを行っています。

また、商品別としましては、石油部門、ガス部門、生活関連部門、電力部門に別けて商品・サービスの販売を行っています。

石油部門では、主に石油製品（ガソリン・灯油・軽油等）を取り扱っています。

これらの販売は、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しますが、国内に関しては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しています。軽油引取税のように、販売時点において課税され、代理人として回収していると考えられ

る税額は、売上高に含めず純額で表示します。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リベート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

ガス部門では、主にガス（LPガス・ブタン等）を取り扱っています。

これらの販売は、検針により収益の計上処理を行っており、決算月に関しては、検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しています。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リベート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

電力部門では、主に電力（低圧・高圧）を取り扱っています。

これらの販売は、検針により収益の計上処理を行っており、決算月に関しては、検針の日から決算日までに生じた収益を見積り計上しています。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、リベート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。再生可能エネルギー発電促進賦課金のように、販売時点において賦課され、代理人として回収していると考えられる金額は、売上高に含めず純額で表示します。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

生活関連部門では、主に物資（リフォーム・ガス器具等）を取り扱っています。

これらの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、返品、リベート及び割引額を差し引いた純額で表示しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

- ⑥ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

- ⑦ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。

- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

- ① 一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理を行っていたものに関しては、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益は見積り計上する方法に変更しています。
- ② 顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しています。
- ③ 従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事(契約)については工事進行基準を、進捗率を見込むことができない工事(契約)については工事完成基準を適用していましたが、期間がごく短い工事(契約)を除き、全て履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっています。なお、進捗率を見積もることのできない工事(契約)については代替的な取扱いを適用し、原価回収基準で収益を認識しています。
- ④ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高は10,137百万円減少し、売上原価は10,133百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は639百万円増加しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

以下は、エネルギーソリューション事業（B to B事業）に含まれるDONG BOK ENERGY Co., Ltd.の韓国における大型風力発電事業に関連する連結上の固定資産の金額です。

有形固定資産	1,765百万円
長期前払費用	212百万円
のれん	406百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループでは、当社の連結子会社であるDONG BOK ENERGY Co., Ltd.を通じて当該大型風力発電事業を推進しています。

当該大型風力発電事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大や地域住民の反対運動などを背景として開発許可の取得が大幅に遅れており、計画の多方面に渡る見直しを行っています。このため建設仮勘定に係る建設について当初の計画に比べ著しく滞っていることから、当連結会計年度において減損の兆候を把握しました。そのため、減損損失の認識の判定を実施しました。

当社グループは、当該大型風力発電事業に関連する連結上の固定資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が現在計上されている固定資産を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しています。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定に使用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当該大型風力発電事業の直近の事業計画を基礎としており、見積りの算定に用いた主要な仮定は、地元自治体からの許認可、事業計画の基礎となる運転開始までの設備投資予定額、設備利用率に基づく発電量予測、売電単価予測、発電所稼働後の運転コスト等であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

事業計画の更なる見直しや市場環境の変化により、主要な仮定に変更が生じた場合や当該大型風力発電事業に必要な開発許可が取得できない場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	436百万円
繰延税金負債	1,009百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき判断しています。

課税所得の見積りは、中期経営計画のうち課税所得に算入することができる各社の経常利益の予算を基礎としています。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる主要な仮定は、事業計画の達成に重要な影響があると考えられる経常利益等の予測であります。具体的には、各関係会社の事業により異なりますが、石油及びガス事業においては、販売単価、販売数量及び差益の予測等であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

販売数量及び差益の減少等により業績が大きく落ち込んだ場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(のれんの減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,001百万円	(DONG BOK ENERGY Co., Ltd.に係るのれん406百万円を除く)
のれん償却額	503百万円	
(特別損失)		

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループは、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、のれんの減損の兆候を判断するに当たり、当該のれんの帰属する事業の連結計算書類上ののれんの償却費などを加味した営業損益が連続してマイナスの場合等にはのれんの減損の兆候があると判断しています。

のれんの減損の兆候があり、のれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローが、のれんを加えた資産グループの帳簿価額を下回った場合は、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上します。なお、回収可能価額とは、資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいいます。

連結損益計算書、特別損失の「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（平成10年5月12日 日本公認会計士協会）第32項の規定に基づき、保有する関係会社株式につき関係会社株式評価損を計上したことに伴って、のれんを償却したものであります。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画の達成に重要な影響があると考えられる営業利益及び資産売却価額等の予測であります。具体的には、事業により異なりますが、①エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）及びエネルギーソリューション事業（B to B事業）に含まれる石油及びガス事業においては、販売単価、販売数量及び差益の予測、②非エネルギー及び海外事業に含まれる建物維持管理事業においては、受注件数及び利益の予測による将来キャッシュ・フローを仮定としています。また資産売却価額は、固定資産税評価額や営業権買取費用の過去実績等を用いています。

また、上記の見積り期間となるのれんの残存償却年数を基礎としています。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

販売数量、差益及び受注件数の減少等により業績や資産売却価額が大きく落ち込んだ場合には、のれんの減損の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	183百万円
構築物	7百万円
機械装置	3,288百万円
備品	0百万円
土地	165百万円
計	3,644百万円

担保に係る債務

買掛金	1,612百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	2,842百万円
計	4,454百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,260百万円

(3) 保証債務

連結子会社である株式会社デグチホームズは、借上契約者と家賃収入補填補償契約を結んでいます。

家賃収入補填補償契約に基づく保証債務額 20百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	機械装置及び運搬具、長期前払費用、その他
東京都渋谷区	事業用資産	建物及び構築物、その他
各事業所	事業用資産	建物及び構築物、長期前払費用、その他
石川県羽咋市	遊休資産	土地
北海道夕張市	遊休資産	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所ごとに資産のグルーピングをしており、賃貸物件、売却予定資産及び遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っています。

収益性低下等により投資額の回収が困難と見込まれるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（328百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物48百万円、機械装置及び運搬具4百万円、土地4百万円、長期前払費用266百万円、その他4百万円であります。

なお、当社グループの回収可能価額の評価は、正味売却価額により測定しており、実勢価格により算定しています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,046,591株
- (2) 配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会決議	普通株式	815百万円	75円	2021年3月31日	2021年6月23日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議予定です。
- (ア)配当金の総額 817百万円
(イ)1株当たり配当額 75円
(ウ)基準日 2022年3月31日
(エ)効力発生日 2022年6月23日
(オ)配当原資 利益剰余金

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については剰余資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入等による方法で調達していく方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては当社グループ各社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、大口の取引先に対しては定期的に信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、主に株式であり、株価の変動リスクに晒されていますので、定期的に時価や当該企業の財務状況を把握しています。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引については、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、石油製品等の価格変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした石油製品等の先物取引・スワップ取引、金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引を行っています。

デリバティブ取引は、信用リスクを軽減するために、金融機関又は信用度の高い企業とのみ取引し、また取引権限及び取引限度額等を定めた運用ルールに従い、担当部署で実行し、当社財務経理部で検証を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）			
その他有価証券	7,046	7,046	—
資産計	7,046	7,046	—
短期借入金	964	987	23
1年以内償還社債（※3）	4	4	0
社債（※4）	4	4	△0
長期借入金	2,922	2,940	18
金利スワップ負債（※4）	74	74	—
負債計	3,969	4,010	41
デリバティブ取引（※5）	126	126	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	105
関連会社株式	449

(※3) 連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めています。

(※4) 連結貸借対照表の固定負債の「その他」に含めています。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,835	—	—	4,835
債券(社債)	—	2,110	—	2,110
金利スワップ負債	—	74	—	74
デリバティブ取引	—	126	—	126

(注) 投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は100百万円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	－	987	－	987
1年内償還社債	－	4	－	4
社債	－	4	－	4
長期借入金	－	2,940	－	2,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。また、債券は取扱金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

短期借入金

時価については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」へ振替えた1年以内に返済予定の長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

1年内償還社債、社債

連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

長期借入金

時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

金利スワップ負債、デリバティブ取引

時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				計	その他 (注)	合計
	エネルギー 卸・小売周辺 事業 (B to C事 業)	エネルギーソ リューション 事業 (B to B事 業)	非エネルギー 及び海外事業				
売上高							
石油部門	24,759	150,133	－	174,892	－	174,892	
ガス部門	35,324	21,423	3	56,752	－	56,752	
生活関連部門	5,675	2,642	929	9,246	－	9,246	
電力部門	5,036	22,811	－	27,848	－	27,848	
その他	1,959	561	16,988	19,509	－	19,509	
顧客との契約から 生じる収益	72,756	197,571	17,921	288,249	－	288,249	
その他の収益	395	144	175	715	374	1,090	
外部顧客への売上 高	73,152	197,715	18,097	288,965	374	289,340	

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社が管理している不動産賃貸収入に係る売上であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

契約資産は主に、工事（契約）について原価回収基準を適用している債権であり、連結貸借対照表上、流動資産に独立掲記しています。

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債に独立掲記しています。

長期契約負債は主に、収益の認識までに一年以上となる役務の提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、固定負債のその他に含めています。

契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

契約資産	4百万円
契約負債	1,504百万円

当連結会計年度に認識された収益のうち、契約資産及び契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,922円46銭
1株当たり当期純利益	228円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は、2020年11月9日開催の取締役会において、保有する固定資産を「A土地」「B土地」に分筆した上で譲渡する旨を決議しておりましたが、2021年10月29日開催の取締役会に基づき、以下のとおり、2022年4月28日付で、B土地を譲渡いたしました。

なお、A土地については、2021年3月31日付で、既に譲渡が完了しています。

(1) 譲渡の理由

資産効率の向上及び財務体質の改善を図るために実施するものであります。

(2) 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価格	譲渡益	現況
A土地： 東京都品川区東品川296番 1 (2,317.38㎡) の一部 仮測量地積：1,412.16㎡	0百万円	2,157百万円	更地
B土地： 東京都品川区東品川296番 1 (2,317.38㎡) の一部及 び同297番3 (503.95㎡) 仮測量地積：1,412.15㎡		2,156百万円	

(注) 1. 個別の譲渡価額につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきますが、市場価格を反映した適正な価額での譲渡となります。譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額、譲渡に係る費用を控除した概算額です。なお、両土地は1936年から1942年にかけて取得しており、帳簿価額が僅少となっています。

2. 東京都品川区東品川296番1の土地と隣接する東京都品川区東品川297番3の土地を合筆した後、均等に2筆の土地に分筆した上で、A土地とB土地それぞれについて不動産売買契約を締結するスキームとなっています。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先は国内の事業会社であります。譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、資本関係・人的関係・関連当事者への該当状況について特筆すべき事項はありません。

(4) 譲渡の日程

① 取締役会決議日	2020年11月9日
② 契約締結日	2020年11月9日
③ 物件譲渡日：A土地	2021年3月31日
④ 物件譲渡日：B土地	2022年4月28日

(5)損益に与える影響

B土地の譲渡に伴い、2023年3月期の個別決算及び連結決算において、特別利益（固定資産売却益）として2,156百万円を計上する見込みです。

なお、既に譲渡が完了しているA土地の譲渡については、2021年3月期の個別決算及び連結決算に特別利益（固定資産売却益）として、2,157百万円を計上済みです。

11. その他の注記（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症による影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、全体として重要な影響はありませんでした。

会計上の見積りを行うに際し、同感染症が今後の見通しに与える影響について検討した結果、当社グループの主力事業である、エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）、エネルギーソリューション事業（B to B事業）においては、生活に必要なエネルギーの供給事業のため、消費量が大きく変動することが少なく、影響は限定的であり、見積りに重要な影響を与える変動は見込まれていません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

・その他の無形固定資産

定額法によっています。

③ 長期前払費用

定額法によっています。

④ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）等を当事業年度の期首から適用し、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び商標権使用料となります。経営管理料については、子会社に対し経営管理・指導を行うことを履行義務として識別しています。当該履行義務は経過につれて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

商標権使用料については、当社の子会社に対し、当社の保有する商標権について非独占的な通常使用権を許諾することを履行義務として識別しています。当該履行義務は、商標を使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しています。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	10,888百万円
関係会社株式評価損	610百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

新規設立の場合で、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価差額は減損処理します。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。この場合は事業計画等が実行可能で合理的なものであること、おおむね5年以内に回復が見込まれることを見積ります。ただし、特定のプロジェクトのために設立された会社は、開業当初の累積損失が解消されることが合理的に見込まれる期間としています。事業計画を入手した後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その時点において減損処理の要否を判断することとしています。

買収した場合で、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、評価差額は減損処理します。実質価額の著しい低下は取得時における事業計画と実績との対比で判断しています。事業計画を入手した後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合など、予定どおり進まないことが判明したときは、その時点において減損処理の要否を判断することとしています。

当事業年度においては、上記算出方法に基づき関係会社株式について610百万円減損処理しています。

② 主要な仮定

見積りの主要な仮定は、事業計画の達成に重要な影響があると考えられる、売上及び利益等の予測であります。具体的には、各関係会社の事業により異なりますが、①石油及びガス事業においては、販売単価、販売数量及び差益の予測、②シェアサイクル事業を営むシナネンモビリティPLUS株式会社（貸借対照表計上額729百万円、関係会社株式評価損一百万円）においては、ステーション数や駅近開拓率の予測等であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当該予測は、見積りの不確実性が高く、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,751百万円
(2) 保証債務	
下記の関係会社の仕入債務に対し、保証を行っています。	
シナネン株式会社	1,091百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,195百万円
長期金銭債権	4,135百万円
短期金銭債務	7,635百万円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業収益	2,796百万円
営業取引以外の取引高	613百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,139,955株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
関係会社株式	645百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	102百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	78百万円
未払事業税	7百万円
資産除去債務	19百万円
投資有価証券評価損	14百万円
未払社会保険料否認	17百万円
ゴルフ会員権評価損	7百万円
その他	32百万円
繰延税金資産小計	926百万円
評価性引当額	△765百万円
繰延税金資産合計	160百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△528百万円
買換資産圧縮積立金	△21百万円
資産除去債務計上に伴う固定資産計上額	△13百万円
繰延税金負債合計	△563百万円
繰延税金資産（又は負債）の純額	△402百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ミライフ 西日本 株式会社	大阪府 大阪市	90	エネルギー 卸・小売 周辺事業 (BtoC事業)	(所有) 直接 100.0%	経営管理	資金の回収 (注3)	316	関係会社 短期貸付金	316
							—	—	関係会社 長期貸付金	875
子会社	ミライフ 株式会社	東京都 港区	300	エネルギー 卸・小売 周辺事業 (BtoC事業)	(所有) 直接 100.0%	経営管理	CMS取引 (注2)	2,502	預り金	2,318
							手数料収入 (注4)	161	—	—
							経営管理料等 (注5)	1,198	—	—
子会社	ミライフ 東日本 株式会社	仙台市 青葉区	200	エネルギー 卸・小売 周辺事業 (BtoC事業)	(所有) 直接 100.0%	経営管理	CMS取引 (注2)	131	関係会社 短期貸付金	416
							手数料収入 (注4)	85	—	—
							経営管理料等 (注5)	326	—	—
子会社	シナネン 株式会社	東京都 港区	100	エネルギー ソリューション 事業 (BtoB事業)	(所有) 直接 100.0%	経営管理	CMS取引 (注2)	1,721	預り金	1,454
							手数料収入 (注4)	122	—	—
							経営管理料等 (注5)	676	—	—
							債務保証 (注6)	1,091	—	—
子会社	株式会社 シナネン ゼオミック	名古屋 市港区	50	非エネルギー 及び海外事 業	(所有) 直接 100.0%	経営管理	CMS取引 (注2)	782	預り金	849

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	シナネンエコワーク株式会社	東京都港区	30	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	248	預り金	352
子会社	シナネンサイクル株式会社	東京都港区	100	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	175	関係会社短期貸付金	339
							資金の貸付(注3)	1,550	関係会社長期貸付金	1,600
							資金の回収(注3)	160	-	-
子会社	シナネンモビリティPLUS株式会社	東京都港区	30	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	CMS取引(注2)	30	関係会社短期貸付金	358
							資金の回収(注3)	200	関係会社長期貸付金	800
子会社	タカラビルメン株式会社	茨城県龍ヶ崎市の	10	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	資金の受寄(注3)	50	預り金	650
子会社	シナネンファシリティーズ株式会社	埼玉県桶川市	30	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	資金の受寄(注3)	62	預り金	417
子会社	株式会社サンフィール	東京都渋谷区	100	非エネルギー及び海外事業	(所有)直接100.0%	経営管理	資金の貸付(注3)	355	関係会社長期貸付金	413
							資金の回収(注3)	636	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等は含んでいません。

2. CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 取引について、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。なお、取引金額は当期の平均残高を記載しています。
3. 資金の貸付・受寄について、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4. 手数料収入は、会計その他システム運用費用を勘案して合理的に決定しています。
5. 経営管理料等は、業務の内容を勘案して決定しています。
6. 仕入債務に対して保証を行ったものです。なお、保証料は受け取っていません。

9. 収益認識に関する注記

当社は、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

収益を理解するための基礎となる情報に関しては、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,222円3銭
1株当たり当期純利益	95円21銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しています。

12. その他の注記（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症による影響に関する会計上の見積り）

連結注記表の「その他の注記（追加情報）（新型コロナウイルス感染症による影響に関する会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。